

宇宙開発フォーラム実行委員会運営規約

【名称】

第1条 本団体の名称は宇宙開発フォーラム実行委員会という。略称は SDF (SPACE Development Forum Executive Committee) とする。主な活動拠点は東京都渋谷区代々木神園町3番1号国立オリンピック記念青少年総合センターとする。

【団体の目的】

第2条 本団体は文科系と理科系の融合を掲げ、宇宙開発に関連する分野についてテーマを社会科学的視点から考察する機会を社会に対して広く提供することを目的とする。

【活動内容】

第3条 前条の目的を達成するため、本団体は宇宙開発フォーラムの開催を中心として、それに付随した開催準備、調査、研究、交流などの諸活動を行うものとする。

【宇宙開発フォーラム】

第4条 宇宙開発フォーラムとは、2条の目的を達するために、以下の各号に掲げる具体的目的を中心として、毎年1回会員によって開催される参加型シンポジウムである。

- 1 宇宙開発に関連する分野についての多方面の学生、研究者、実務家の交流
- 2 宇宙開発に関連する分野について社会に対して知る機会の提供
- 3 宇宙開発に関連する分野についての社会科学を中心とした学際的アプローチの探究
- 5 宇宙開発の発展を担う新たな人材を発掘・育成

【会員】

第5条 本団体は2条の目的に賛同した学生によって構成される。会員は、特段の事情がある場合を除き、大学生、及び修士課程の大学院生に限られる。

【会員の義務】

第6条 本団体の活動に際して、会員は本規約を尊重し、2条の目的を達成するため、代表及び担当する部局の長の指示の下に、相互に協力する義務を負う。また、本団体の活動に際して発生した責任については、原則全会員が平等に、かつ連帯して責任を負う。但し、当該責任が明らかに個人で負うことがふさわしい種類のもの

であると代表が判断した場合、当該責任発生にもっとも関わった会員、もしくは代表がその責任を負う。

【入会】

第7条 2条に定める要件を満たすものが本会の会員になるに際しては、原則制限を設けない。但し、新会員が本規約に定めのある会員の権利を行使し、義務を負うためには、代表の承認及び定例会での他の会員への告知を必要とする。当該新会員はその入会告知がなされた回の定例会より、その会員としての権利を行使し、義務を負う。

【退会】

第8条 会員がその都合により本団体の活動より離れる場合は、代表に対しその旨を通知して、任意に退会することができる。但し、当該会員が16条に定めた部局の長であった場合、当該会員が退会意思を表明した後の最初の定例会までに代表はその後任を定めなければならない。また、会員が大学生、及び大学院生としての身分を失った場合、特段の事情が無ければ自動的に退会するものとする。代表は、会員の退会意思又は退会の効果が発生する事実を確認した場合、直ちに定例会でその旨を告知しなければならない。退会の効果は、その旨が定例会で告知された時点で発生し、当該会員はその会員としての権利と義務の一切を失う。代表が不当に退会の告知を遅らせ、退会を予定していた会員に、本来退会によって免れた責任が発生した場合、その責任の一切は代表に帰属する。

【総会】

第9条 本団体の運営について、代表の選任等以下の各号に規定する重要な事項については年に一回、総会を開き、会員の合議によってこれを決する。総会の議事進行にあたっては、その時点までの代表が議長をつとめることとする。

- 1 新年度の代表の選任
- 2 前年度の決算報告
- 3 前年度の総括報告
- 4 本規約の改廃
- 5 その他本団体の運営において重要な事項

【定例会】

第10条 9条の総会とは別に、会員全員が参加する定例の全体会議として、週に一度、定例会を開くこととする。定例会における議長は、代表が行うか、もしくは、代表の指名した会員が行い、本規約に反しない限りにおいて、その裁量によって議事

を進めることができる。

【定例会の開催準備及び議事録】

第 1 1 条 10 条の定例会の開催に当たっては、代表は議長を当該定例会の直前の定例会開催日中に指名するか、もしくは自ら議長を行うかを宣言し、WEB その他の手段を持って全会員に告知しなければならない。また、議長は定例会の開催に際しては、議事録作成者を指名しなければならない。指名された作成者は原則当該定例会の翌日までに議事録を作成し、WEB その他の手段を持って全会員にこれを頒布しなければならない。

【勉強会】

第 1 2 条 本団体は 2 条の目的を達成するため、会員の能力を向上させ、また、会員相互の交流と親睦を図ることを目的として、原則週に一度以上の勉強会を行う。勉強会の開催に当たっては、代表がその目的と種類に従って、勉強会主催者を指名し、その議事進行を委ねることとする。但し、代表が勉強会主催者を兼ねることはこれを妨げない。また、勉強会に会員以外のものが参加することもこれを妨げない。

【議決方式】

第 1 3 条 9 条の総会、及び 10 条の定例会における議決は、原則出席会員の過半数をもって可決とする。その際、代表を含めた会員は一人につき一票を有する。ただし、可否同数の場合は代表が双方の意見を聞いたうえで、単独で議決をなすことができる。可否同数の議案の議事において代表が欠席している場合は、議長が代表に代わって単独の議決を行うことができる。

【委任】

第 1 4 条 9 条の総会及び 10 条の定例会に欠席する者は、他の出席する会員に委任することで議決に参加することができる。委任に際しては、委任する会員、委任する範囲を明記した上、委任した会員及び委任された会員双方から書面もしくは電子メールを代表もしくは議長に提出しなければならない。委任は、代表若しくは議長が、委任する会員の提出した委任内容と委任された会員の提出した委任内容の双方の同一性を確認した時点で有効となる。また、委任を行って欠席した会員は、議決に際して、出席会員の数に含めることとする。

【代表】

第 1 5 条 9 条に定めた総会において、会員の投票により代表 1 名を決定する。代表の立候補は自薦に限り、また、立候補に際しては 3 名の推薦人を必要とする。投票の方

式は、総会の議長がこれを決定するが、その際、会員の過半数以上の同意が確実に推定できるものが代表に当選するという原則に外れてはならない。立候補の要件を満たすものがない場合、もしくは代表の選出が何らかの事由で行い得なかった場合は、前年度代表もしくは、その指名した会員が、臨時代表として、代表の選出が可能となるまで、代表の職に当たる。

【部局及びその長と担当者】

第16条 9条に定めた総会において選出された後、可及的速やかに、代表は会員の意見をもとに、本団体内に職分に応じた部局を任意に設け、その長及びその他の担当者を決定することができる。部局の数、及び種別は代表の裁量に属するが、「会計」、「総務」、「企業渉外」、「学生渉外」、「広報」については原則それぞれを担当する部局、及びその長を配さなければならない。

【部局の長の定例会説明責任】

第17条 部局の長は、その担当する部局の職務について、定例会に報告し、必要な説明を行う責任を有する。

【会計】

第18条 「会計」部局は、本団体の会計について記録し、代表の逐次の同意の下、必要な金員の出納を担当する。「会計」部局の長は、定例会時の会計報告の他に総会時に年度会計報告を行う。

【総務】

第19条 「総務」部局は、本団体の円滑な活動を確保することを目的とし、主に、会場確保及び会員の出欠確認を含む、総会、定例会の開催準備をはじめとする本団体の各種活動に際しての場所、物品の確保をその任務とする。

【会計監査】

第20条 代表は会計監査役1名を指名し、本団体会計の監査を委託する。

【企業渉外】

第21条 「企業渉外」部局は、本団体の健全な財務運営のため、本団体を協賛・後援する企業の開拓・連絡・交渉を担当する。

【学生渉外】

第22条 「学生渉外」部局は、本団体の活動の更なる発展と学生間の交流の活発化と本団体の運営にあたって必要な会員数を確保することを目的とし、本団体を支援・協

力・互助する学生団体の開拓・連絡・交渉及び本団体の新入生を対象とした勧誘活動と育成を担当する。

【広報】

第23条 「広報」部局は、本団体を広く一般に認知させることを目的とし、本団体のWEBサイトの管理、及び宣伝ビラや各種のパンフレットの作成を担当する。

【代表及び部局の長と担当者の任期】

第24条 代表及び部局の長とその担当者の任期は、就任した総会から次の総会までの1年間とする。

【部局及びその担当者の変更】

第25条 部局の目的、担当範囲、あるいは、その担当者は、代表及び当該部局の長の同意をもって、任期中にこれを変更することができる。変更については、当該部局のものにはただちに、その他の会員に対しても次の定例会までには告知されなければならない。

【部局の長の変更】

第26条 部局の長を変更するに際しては、当該部局以外の全ての部局の長の意見を下に代表がこれを決定できる。部局の長が変更された場合、代表は、後任の部局の長を含む変更内容及び変更理由を、全会員に直ちに告知しなければならない。

【代表の解任】

第27条 全ての会員は、代表がその任にふさわしくないと判断した時は、代表の解任についての動議を定例会に提出できる。当該動議は、当該会員を含んで全会員の5分の1以上の共同提案者を必要とする。当該動議の議決に際しては、全会員の過半数の出席を必要とし、出席会員の3分の2以上の賛成を持って可決とする。

【代表解任後の再選出】

第28条 代表の解任動議が可決された場合、「総務」部局の長が臨時代表となり、次回の定例会を臨時総会として開催し、それまでの期間、代表としてその任に当たる。当該臨時総会においては、15条の方式に従い、新たな代表の選出を行う。

【解任後再選出された代表】

第29条 臨時総会で選出された代表は、会員の意見をもとに、本団体内に職分に応じた部局を任意に設け、その長及びその他の担当者を決定することができる。これらの

部局設立、その長及び担当者の指名については、16条の規定に準じる。臨時総会で選出された代表の任期は、臨時総会より、次の9条に定めのある総会までの期間とする。

【臨時総会の地位】

第30条 代表の解任をうけての代表の再選出のための臨時総会は、これを9条に規定する総会には含まない。

【警告及び除名】

第31条 会員が本規約に違背し、あるいは、2条の目的に反し、あるいは、本団体の円滑な運営を損なう行動に及んだ際、代表は当該会員に対して、問題となる行動内容及び必要であればその問題を抑止するための禁止や制限の指示を明示した上で2名以上の会員の立会いの下、「代表警告」を発することができる。「代表警告」にも関わらず、状況が改善されないと代表が判断した場合、代表は、定例会において、当該会員に対する「全体警告決議」を行う様動議することができる。「全体警告決議」の議決には出席会員の3分の2以上の賛成を要する。「全体警告決議」後、なおも状況が改善されないといずれかの会員が判断した場合、その会員は定例会に当該会員の「除名決議」を行う様動議することができる。「除名決議」において、出席会員の3分の2以上が除名に同意した場合、当該会員は本団体より除名され、それ以降、会員としての権利と義務の一切を失う。

【本規約の改廃】

第32条 本規約は、総会または定例会において全会員の過半数及び代表の同意をもって改廃することができる。改廃された規約はただちに全会員に告知されなければならない。規約の改廃の効果は、改廃の議決がなされた日から一週間経たなければあらわれない。但し、代表がその必要を認めるときは、会員の過半数の同意をもって、この期間を短縮することができる。

【本規約の発効】

補則 本規約は、2008年（平成20年）2月2日に制定された宇宙開発フォーラム実行委員会運営規約を同年12月20日に改正し、同年同月同日の総会終了時より運用する。

SDF 宇宙開発フォーラム実行委員会

以上